National Association of Crime Victims and Surviving Families
NAVS

ニューズ・レター

第51号　2016.12.8
E-mail asunokai@navs.jp URL http://www.navs.jp

全国犯罪被害者の会
あすの会
〒100-8698
郵便事業株式会社　銀座支店
郵便私書箱 2346 号
TEL: 03-6434-5348 FAX: 03-6434-5349

C O N T E N T S

日本弁護士連合会(日弁連)人権擁護大会 …… 01
死刑制度廃止宣言に対する反対意見 …… 02
日弁連人権擁護大会・シンポジウム感想 …… 07
日弁連人権擁護大会の顛末 …… 09
活動報告 …… 10
幹事会、関東・関西集会 報告 …… 11

日本弁護士連合会(日弁連)人権擁護大会

代表幹事　松村 恒夫

9月1日朝日新聞夕刊に「死刑廃止 日弁連が宣言案　冤罪や世界的な潮流考慮」と10月6日～7日に日本弁護士連合会（日弁連）が福井で大会を開催することが報じられました。これに対し当会の幹事にどう対処するかメールで問い合わせしました。その結果、急遽幹事会を9月19日に開催することになりました。検討の結果、当会としても、死刑制度存置の意思表示をすべきだということになりました。それをどう表現するかということになり、死刑制度存置の必要性を当日参加する弁護士に訴えようとビラ（写真参照）を作成し、配布しようということになりました。一方大会に参加できる幹事は？となりましたが、週日でもあり、何とか都合のつく幹事でビラ配りをしようということになりました。ビラも多くの方々のご協力で何とか間に合い、6日から配布できました。ビラ配布要員として、10月5日から8日朝まで東京から松村、渡辺、田村、粂（事務局）が参加し、関西から士師、高橋（幸）、伊藤（裕）氏が参加しました。岡村顧問は、日弁連の会員として、弁護士として参加されました。今号は、2日間にわたる人権大会を特集することにしました。

ビラをただ配っても効果は少ないことが懸念されました。岡村顧問の発案で、富山県からチンドン屋さんを呼び、鉦、太鼓、クラリネットで当会の幟と一緒になり、6日、7日の2日間会場周辺を練り歩きながらビラを配ることにしました。黙ってビラを配るよりは、かなり興味をもってビラを受け取ってくれる弁護士さん、一般人が多かったようで効果は絶大でした。（次頁に続く）

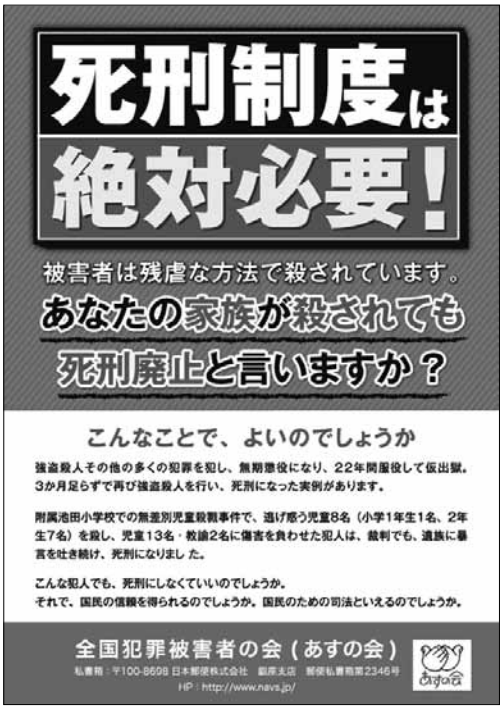

6日のシンポジウムは三部門に分かれており、その第三部門が死刑制度廃止部門でした。一般参加も可というので、会場で発言させてくれるよう日弁連に事前に申し入れしました。しかし、質問状のみ受け付け、発言は許されないということで、犯罪被害者としての死刑制度存置の真意発信は困難と判断し、質問状の提出は見送りました。

シンポジウムでは、パネルデスカッション等がありましたが、登壇者は廃止論者のみであり、一方的な廃止討議が行われました。又ビデオ参加であった瀬戸内寂聴氏の「殺したがるバカども」という発言が物議をかもすところとなりました。

7日の大会は、700人の弁護士の参加で行われました。各部門会の報告が行われましたが、死刑制度廃止宣言の第三部会の報告は時間を大幅に超過し、予想以上の反対論と棄権の多さではありましたが、死刑制度廃止宣言は採択されました。全弁護士のわずか2%弱の意見が日弁連全体の意思表示だということには納得できません。

大会を振り返り、大会宣言の採択には納得できないのはもちろんですが、それは日弁連内部の問題であり、我々では如何ともし難いのが現状です。しかし、死刑制度の存置だけは何としても今後も国民に訴え続けて行かなくてはならないと思った次第です。

このような日弁連の大会でしたが、岡村顧問が大会で述べられた死刑制度廃止反対の意見、参加した会員の感想、VSフォーラム弁護士の意見などを特集として今号のニューズレターを発刊させていただきました。

死刑制度廃止宣言に対する反対意見

弁護士（あすの会 顧問）　岡村　勲

1. 私の立場

私は、第一東京弁護士会会員であると同時に、被害者遺族でもあります。遺族である弁護士の立場から、意見を述べさせて頂きます。

2. 欺瞞

宣言案ならびに提案理由書には、「犯罪被害者・遺族が加害者を厳罰に処することを望むのは至極当然であり、遺族感情にも常に配慮しなければならない」とし、「犯罪被害者等基本法（以下基本法）を援用しつつ、犯罪被害者・遺族に対する支援は、日弁連を含む社会全体の重要な責務である。被害者支援と加害者の社会復帰支援は、矛盾することのない重要な課題である」と記載しております。

しかし、日弁連の実際の行動は、加害者重視で貫かれており、これは大きな欺瞞であると映ります。

3. 日弁連選出委員の反対

基本法は、内閣官房長官を会長とする「犯罪被害者等施策推進会議」を設置し、委員は官房長官以外に、内閣総理大臣が指名する国務大臣及び、内閣総理大臣が指名する被害者支援に優れた見識を有する学識経験者10人の委員から構成されます。学識経験者の一人は、日弁連から推薦されました。ところが、日弁連推薦の委員は、検討会で、基本法の定める被害者の刑事事件への参加に猛烈に反対し続けました。日弁連は、刑事司法への被害者参加を潰すための刺客を送り込んできた、更迭すべきだとの意見が委員の間から出たほどです。

被害者・遺族が苦しみの中で力を振り絞って運動をした、刑事裁判における被害者参加、損害賠償命令、凶悪犯罪に対する公訴時効廃止、延長、少年事件の審判の傍聴などを審議する法制審議会でも、日弁連委員はことごとく反対しました。被害者が裁判に入ってくると加害者が不利になる、法廷で嘘をつけなくなる、と考えたからです。私たちは、被害者を裁判に参加させ、裁判の当事者として扱えと言っているだけで、加害者の権利を制限しようという考えは少

しもありません。それを承知で日弁連が反対するのは、被害者の前では、加害者が嘘をつけなくなると思っているからだとしか考えられません。ただ、番敦子先生だけが賛成してくれたのには、感謝しております。

手弁当で動くあすの会に対し、日弁連は、会費という有り余る資金にものを言わせ、紙爆弾をまき散らし、国会議員への反対陳情を繰り返しました。あすの会と議員会館で何回鉢合わせしたか分かりません。

そういう中で、漆原良夫先生、杉浦正健先生に大変お世話になりました。

4. 日弁連は、死刑廃止は世界の潮流であるというが、本当か

現在、死刑廃止国 108 ヶ国、存置国 90 ヶ国（但し、全ての犯罪について廃止の国または地域は 101 ヶ国、10 年間執行がない存置の国または地域が 51 ヶ国／国連資料による）といいますが、廃止国の中には、EU へ加入するために廃止した国もあります。また廃止国は殆どがキリスト教国であり、世界の人口からみれば 3 割にすぎません。

死刑廃止が世界の潮流というなら、死刑廃止国で盛んに行われている、令状に依らない現場射殺（summary execution）をどう解釈すればよいのでしょうか。近いところでは、パリにおけるテロに対する無差別射殺があります。アメリカの死刑を廃止している州でも同様ですが、その統計が示されていません（佐々木知子「死刑を考える」第一東京弁護士会）。相当な数に上ると推定されます。ロンドンでは、武装警察官が令状もなく犯人を撃ち殺しています。フランスでもそうです。ヨーロッパでは裁判を受けない安易な死刑執行が行われているわけです。

わが国のように武器使用が厳格に制限されているのは、世界の潮流に反することになるのでしょうか。ヨーロッパ諸国の人権意識の乏しさ、自国のことを棚に上げて、何を言うのでしょうか。

多くの難民を抱えこみ、貧困問題も増える EU 諸国では、犯罪も増え、やがて死刑制度が復活すると私は考えます。そのとき死刑廃止論者は、世界の潮流が変わったとして、死刑を復活せよというのでしょうか。

5. 死刑には、犯罪抑止力がないというが本当か

世の中に死刑を怖がらない者がいますか。死刑どころか、弁護士会の業務停止の懲戒処分さえ私は怖ろしい。

シンガポールで麻薬を密輸しようとして、フランスの青年が死刑になりましたが、それ以来、同国で麻薬の密輸が減ったと聞きました。

犯行の瞬間は、抑止力が効かないかもしれません。しかし、犯罪を行う過程では、抑止力はあるはずです。死刑制度に抑止力がないというのなら、死刑制度があるために殺人を思いとどまった例の統計も必要になりますが、これはあるのでしょうか。抑止力がないというのは、死刑廃止のため、無理やり作った理屈のように思えます。

最近、麻薬密輸入に関係した日本人が、中国で死刑になったという報道がありました。私は、死刑が怖いから密輸を止める者がいると思いますが、それが正常な感覚ではないでしょうか。そう考えなければ、弁護士と国民との間のずれがいかに大きいか、ということになります。

6. 誤判

死刑を望む対象は、真犯人であって、誰でもいいというのではありません。誤判で真犯人ではない者が死刑になったら、真犯人はどこかで笑っている。被害者にとって、こんな悔しいことはありません。被害者も、冤罪は絶対なくして貰いたいのです。

また、冤罪で死刑になったら取り返しがつかないのはその通りですが、冤罪を無くさなければならないことは、有期刑、終身刑でも同様です。

われわれ法律家は、冤罪を生まないように最大の努力と工夫をしなければなりません。冤罪は、科学捜査の知識の乏しい時代であり、加視化が進めば少なくなるでしょうが、さらに冤罪を防ぐ努力をしなければならないのは当然です。

しかし、直ぐに死刑廃止に結びつけるのは、短絡にすぎます。飛行機・電車・バス・自動車は、墜落や衝突などにより、一度に多くの人命を失うことがあります。だからといって、バスや飛行機の製造販売を止めようとは言いません。事故原因を究明し、より安全性を求めて努力するのではないでしょうか。

昨日の冤罪を勝ち取ったパネリストからは、冤罪による被害者遺族の無念さに対する思いやりは、全くみられませんでした。

7. アンケート

日弁連執行部は、死刑廃止を主導しますが、一般弁護士はこれに従っているわけではありません。今回のシンポジウムを活性化するため、関東弁護士連合会は、参加弁護士会に対して、会員弁護士会に対するアンケート調査を要請しました。

これを受けた東京弁護士会のアンケートでは、回収率は僅か 6%にすぎず、その中の死刑存置論者は 36%、廃止論者は 51%であり、しかもいろいろな条件が付せられていました。

一般にかかるアンケートは、死刑廃止者の回答が多いのが普通であることを考えると、東京弁護士会の会員の大部分は死刑存置者であることが理解されます。

同様に行った第一東京弁護士会のアンケートは、回収率は 2.9%であり、そのなかの 58%が死刑賛成、29%が死刑反対でした。

これから押して考えても、会員の超大多数は死刑賛成であることが分かります。

人の命は地球より重い。だから加害者を死刑にすべきではないと言います。複数の人を殺してはじめて死刑にするというのは、加害者の命は地球 3 個分、被害者の命は 1 個分の価値しかないということでしょうか。

8. 出所者を雇え

日弁連は、宣言案、提案理由の各所で、社会は犯罪者の社会復帰に協力すべきだと強調しています。それならば、まずは足元から始めて頂きたい。死刑廃止を主張する弁護士は、殺人、強盗致死、恐喝、海賊行為その他死刑にあたる加害者の仮出獄者の身元引受人となり、事務所で雇用し、顧問先などに就職させるなど、身を以って範を垂れるべきです。

同じことは、死刑に反対する女性弁護士にも言えます。強盗強姦殺人だけではなく、強制わいせつの犯罪者で出所した者を、事務所に就職させて更生さ

せる見本を示して貰いたい。

昨日のシンポで、各パネリストは「人（殺人犯人）は変わりうるから死刑の必要は無い」と強調していました。犯人がいくら変わっても、殺された被害者は還りません。パネリストは、この遺族の苦しみには、全く触れていません。加害者が更正すれば、被害者などどうでもいいというのでしょうか。被害者を生き返らせて初めて遺族は悲しい状態から抜け出せるのです。パネリストの頭からは、このことが忘れられてしまっています。加害者が更生しても問題は解決しません。

殺人を犯して無期懲役になり、後に仮釈放で出所し、更に殺人を犯した例が 10 件くらいあります。これをどう考えるのでしょうか。

9. 嘘をつく

残念なことですが、日弁連は平気で嘘をつきます。

提案理由 1 頁には、基本法を援用しつつ、「犯罪被害者・遺族に対する支援は、当連合会を含め、社会全体の重要な責務である。遺族が厳罰を望むことは自然なことで充分理解しうる、遺族の被害者感情にも常に配慮する必要がある」と記載しています。3 頁には「犯罪被害者・遺族を支援することと罪を犯した者に対して社会復帰を支援することは、互いに矛盾するものではなく、どちらも重要な課題である」とし、さらに 5 頁にも、同様のことを記載しています。

ならば、何故、犯罪被害者の権利の確立に反対なのでしょうか。何故、今も反対し続けるのでしょうか。

あすの会の運動は、日弁連との戦いでした。日弁連の反対がなかったら、私達の運動は、３割の努力、労力で済んだでしょう。

さらにまた日弁連は、昨年、「死刑事件の弁護のために」という手引きを作成しました。そこでは、被害者を参加させるな、意見を言わせるな、証人尋問をさせるな、など被害者の権利行使の制限に終始しており、これには各方面から総スカンを食いました。

被害者・遺族の感情はよくわかるなど、どの面を下げて言えるのでしょうか。

10. 贖罪寄付

更に、日弁連、単位弁護士会は、「贖罪寄付」を勧誘しています。

重罪の被害者遺族の多くは、加害者に重罰を求めて賠償金の受け取りを拒否します。しかるに、日弁連、各地弁護士会は、贖罪寄付と称して被害者遺族に代わって勝手に受けとり、寄付証明書を裁判所に提出して、刑を軽くすることに荷担しています。これが被害者支援をするという弁護士会のすることでしょうか。被害者の嫌がることを平気でやり、パンフレットを作って寄付の勧誘をしています。弁護士は贖罪寄付を被害者支援に使うと言いますが、弁護士会は、「ねずみ小僧」になったのでしょうか。

ある著名なストーカー殺人事件の被害者の親が、加害者弁護人から、500 万円の賠償金の申し出を受けました。「馬鹿にするな、死刑にしてほしいのだ」と拒否したところ、加害者は弁護士会に贖罪寄付をし、裁判所に証明書を提出しました。この親の弁護士会に対する恨みは大きいです。

11. 事件

私は、60 年安保改定時の 6.15 事件、東大安田講堂事件、裁判官の訴追を行い、正木ひろし先生のお供をして、八海事件や丸正事件にも関わりました。人権派弁護士とも言われてきました。執行猶予が取れれば喜び、泣いている被害者に思いを寄せることがありませんでした。

1997 年 10 月 10 日深夜、家に帰ると玄関先で妻が倒れていました。犯人は、証券会社を恐喝してきた男でした。他の会社は恐喝に屈しましたが、断固拒否を続ける私を逆恨みし、私を殺そうと何回もわが家に来て待ち伏せをしていました。しかし、私となかなか出会わないため、身代わりに妻を呼び出して殺害しました。

妻を犠牲にして助かった、おめおめ生きておられるか、妻の後を追って死ぬことを考えました。雪の降る夜、妻の倒れていたその場所で、妻と同じ格好をして寝たこともあります。凍死を試みたのです。娘は「私達をみなし子にしないで」と叫び、顧問先

の社長は「先生が死んで喜ぶのは加害者ではありませんか」と言ってくれました。

犯人は前科 9 犯、犯歴 15 回もあり、検察官も私も、死刑を求めましたが、判決は、被害者が 1 人ということで無期懲役。私は怒りで震えました。同時に、犯罪被害者には何の権利もないことを、身を以って知らされました。

12. あすの会の設立

どうせ死ねないなら、犯罪被害者のために尽くす以外にない、と腹を決め、2000 年 1 月、犯罪被害者の会（あすの会）を設立し、被害者運動に没頭するようになりました。70 歳になる 3 ヶ月前のことでした。

13. 弁護士は本当のことを分からない

被害者になってみて、初めて被害者のことがわかりました。弁護士は、世情に通じていると思っていたのですが、これは間違いでした。

弁護士は、危険負担をしない人種です。家屋明渡し訴訟に負け、依頼者がホームレスになって路上に寝るしかなくても、弁護士は銀座で酒を飲み、布団の中でぬくぬくと寝ています。ホームレスの本当の苦しさが分かるはずはないのです。

同様に、弁護士には、犯罪被害者・遺族の真の苦しみは分かりません。分かったつもりになっているだけのことです。

14. 自分でやれ

死刑廃止論者は、なぜ自分達の力で実現しようとしないのでしょうか。

青年法律家協会員の宮本裁判官の再任拒否の場合には、思想、信条、良心、団体加入によって差別すべきでないと、弁護士会は激しく抵抗しました。私もその一人でした。

弁護士は、各自の思想、信条、良心に基づいて基本的人権を擁護し、社会正義の実現に努力し（弁護士法 1 条）、弁護士会は、個々の弁護士の自由な活動を国家が妨害しないよう、国家に代わって弁護士を監督するために設立されたのです（弁護士法 31 条、45 条）。弁護士会が、会員の意思を死刑制度廃止に統一しようとするのは、そもそも間違いなのです。

何故、日弁連の名で、死刑廃止の決議をしようとするのか、理由は二つ考えられます。

一つは、活動費用に弁護士会費を使いたいからです。運動費用には多額の金が必要になるためです。

死刑廃止運動をしたければ、廃止論者が自分の金でやるべきで、死刑存置論者の納める金を勝手に使うべきではありません。米国連邦最高裁の判決にも同趣旨のものがあり、死刑存置論者の納める会費を使用することは背任行為にあたるとしています。

二つ目は、日弁連の権威の乱用です。弁護士が個人で運動するよりも、複数の弁護士を巻き込んだ方が、国民には権威のある運動に見えます。廃止運動をやりたければ、虎の威を借りて運動するなんてずるいことは考えず、個人でやれ、有志だけでやれと言いたいのです。

全国の犯罪被害者が、金を出し合い、権威に頼らず、被害者立法の運びになりました。今回（昨日今日）のチンドン屋を雇っての運動も、被害者の金でやっています。貧しい被害者ができることを、裕福な弁護士がやれない筈はありません。

15. 私は提案する

死刑廃止論者は自分の金で運動せよ。

どうしても弁護士会の名を使いたければ、日弁連及び弁護士会を退会し、廃止論者だけで弁護士会を作り、自分の金で運動せよ。そのための弁護士法改正なら、私たちも協力します。

私は、29 歳で弁護士になり、今年 87 歳です。その間弁護士会のためには多くの時間を割いて働いてきました。それだけに、死刑に対する弁護士会の態度は許すことはできません。

2016/10/7 第 59 回日弁連人権擁護大会（福井）にて

日弁連人権擁護大会・シンポジウム感想

10月6～7日の日弁連の死刑制度廃止宣言に対するシンポジウム・大会を見て「何と発想が貧困なのだろう」としか感じなかった。

死刑制度廃止を唱える弁護士の全てが、「冤罪」と「たった一つしかない命の大切さ」「国が殺人をしてはいけない」を理由に挙げているが、凶悪な事件を起こした犯罪者の命を守ることしか考えていない。理不尽に殺害された犯罪被害者への思いは微塵も感じられなかった。執行部の中には、「被害者には経済補償をすれば良い」ととれる発言をした者もいて、非常に腹立たしい思いをした。

口先だけの被害者支援は、私たち被害者・遺族にとっては迷惑なことと知ってほしいが、発想が貧困な日弁連執行部や一部の弁護士には無理なことでしょう。　（副代表幹事／渡辺 保）

「加害者人権擁護大会」なのか

人権擁護大会の前日は台風だったが、当日は晴天となり3泊4日の旅は終わった。

「死刑廃止」宣言との事で、東京から岡村先生をはじめ、高橋、後藤、米田、中村の5人の弁護士さん達、そして松村、渡辺、田村、粂さん達、北海道から山田弁護士さん、大阪から伊藤さん、神戸から土師さん、岡山から加藤さん、高橋が参加した。「死刑制度絶対必要」のビラは、粂さんの娘さんに作成してもらった。立派なビラが出来たものの、ただビラ配りするのも芸が無いと、岡村先生発案のチンドン屋さんと共に、派手なビラ配りをする事になった。現地の川上弁護士さんもビックリ！　その川上弁護士さんも弁論に熱が入り、それは凄かった。後藤弁護士さんは、キャリーバックを引きずりながらのビラ配り。その腰の低さに、とても感動させられた。高橋、米田、中村弁護士さん達は、大会で大張り切り。そして、あちこちへと走り回っていた。チンドン屋さんも頑張り、親子連れに出会うと、子供好きの曲を奏で、道行く人は振り返り、バスの窓や二階から覗く人もいた。ポリスさんは見て見ぬふりして見張っていた。僕は関西集会からの幟を2本持って、チンドン屋さんの前や後ろをウロチョロ。最初は、ちょっと恥ずかしかったが、それにも慣れ胸を張って歩けた。死刑廃止論者は、ふんぞり返りビラを受け取らない。気分を害したなぁ～！　山田弁護士さんは、どっしりと構え風格があったなぁ～！　暑いさなかビラ配りする高齢の岡村先生を見て、気まずさそうにビラを受け取る若い弁護士姿に複雑なものを感じた。

人権擁護大会は真に乱暴。弁護士総数3万7千余人のうち、たった2%の出席者で、死刑廃止を総意としたのだから無茶苦茶である。チンドン屋で茶化すか皮肉る他ない。大会は「加害者」と言う3文字が欠落していた。今後は「加害者人権擁護大会」とすべきだ。これが日弁連流の民主主義かと嘆くばかりだった。　（幹事／高橋幸夫）

日弁連シンポジウムを垣間見て

日弁連シンポジウムの第三分科会「死刑廃止と拘禁刑の改革を考える」が、10月6日福井市で開催された。会場へは、街頭署名活動時に首へかけたオレンジ色のスカーフ、死刑制度廃止反対のチラシを貼り付けたゼッケンを身につけて陣取った。

討論は死刑廃止へのシナリオ通りに進んでいき、やがて流されたビデオメッセージから「殺したがる馬鹿ども」という瀬戸内寂聴氏の被害者の気持ちを踏みにじる暴言が聞こえたとき、憤りは頂点に達した。その内容を承知で流した日弁連の被害者に対する認識がこの程度なのかと失望した。

翌日は、後列の隅に設けられた傍聴席に座った。岡村顧問は、制限時間の3分をはるかに超え17分間、最初の裁判参加裁判で被害者側の弁護をした村田智子弁護士、VSフオーラムの先生方が、一矢を報いるべく死刑存置の熱弁を奮った。傍聴人であったが、思わず拍手をした。日弁連は、死刑制度廃止の理由の一つとして「人は変われる」をあげていたが、先日、死刑執行された死刑囚は、8年間に2回殺人を犯している。身勝手な理由で、躊躇せずに善良な人達を3人も殺傷したのに、罪の深さも考えず、何の反省も後悔もせず8年間何を考えて生きていたのだろうか。やはり人間性の本質は「変われない」のだ。犯した罪に見合う死刑制度を絶対に廃止してはならない。　（会計監査／田村紀久子）

岡村先生の一言

岡村先生は、出発日の午前中に定期検診があり、集合場所である東京駅へはお嬢様と見えました。一行は先生が無事に戻ることをお嬢様に誓い新幹線に乗り込みました。福井まで米原乗り換えで約3時間半、到着時は日没近くでしたが、台風一過、駅前で恐竜フクイサウルスが首を動かして出迎えてくれました。

宿泊先のホテルには、他方面から幹事、会員さんがすでに到着されて、幟一式、ゼッケン、シンボルカラーのスカーフと配布用ビラなどの備品も届いており一安心しました。

夕食は、日弁連の死刑制度廃止宣言の話はありましたが、心許しあえる間柄の和やかな宴となりました。引き続き、幟の準備をしましたが岡村先生の「私の葬式には棺の上にこの幟旗を掛けてよ」との冗談交じりの一言に苦笑しながらも、岡村先生の被害者運動へ懸けてこられた深い想いを改めて感じました。その晩もベッドの中で、翌々日の大会での発言内容を何度も練り直されたようでした。当日、会場内に響く岡村先生の力強い声を耳にして、死刑制度存置への思いを強くしました。

（事務局／粂 千賀子）

日弁連人権擁護大会の顛末　＝死刑廃止宣言は偏った正義の押しつけ＝

犯罪被害者支援弁護士フォーラム（ＶＳフォーラム）
代表代行　弁護士　川上 賢正

この日（平成 28 年 10 月 7 日）は、私の弁護士人生にとって忘れられない日になった。人権大会宣言案として、日弁連が死刑廃止決議を出すからである。断固反対。朝９時には、会場の福井市体育館にて、あすの会と一緒にビラ配り開始。マスコミ各社集合。山田､高橋両弁護士のカメラ撮り。あすの会のビラ｢自分の家族が殺されても、死刑廃止と言いますか」インパクト大。「ちんどん屋」もそのビラをはって、街頭宣伝活動。

午後２時からいよいよ本大会始まる。質問と意見通告者が 20 名超えるとのこと。荒れる要素満載。
私の質問が最初に取り上げられる。「犯被害者参加制度発足当時、日弁連は、将来に禍根を残す制度だと表明した。それについて、現在撤回する意思はあるのか、否か｣。回答は「将来に禍根を残す制度だと表明した｣ことは撤回しないとの回答であった。この｢撤回しないのか」という質問は、あすの会からこれまで何回となく通告してきた。しかしここに至っても日弁連は当時となんら変わっていない。被害者参加制度について極めて冷淡で、消極的だ。

いよいよ、死刑制度廃止について、意見表明の場に至る。トップは、あすの会顧問の岡村先生。みずから犯罪被害者になったことでの意見は迫力が大。「自分の家族が殺されたとしても、死刑廃止を言うのか」の言葉は重い。

高橋弁護士の意見は最高。「犯罪被害者のために、日弁連はこれまで何をしてきたのか。何もしないどころか邪魔ばっかりしていた。被害者参加制度立法のときも反対、反対というばかりだった。そして出来たら、禍根を残す制度だという。昨年は「死刑事件の弁護のために」と題する手引きで「（死刑相当事件の）否認事件や正当防衛事件等では、参加そのものに反対すべきである」と主張している。結局、被害者参加制度を全面的に否定し、被害者の参加の権利を奪い取ることを画策しているのが日弁連だ。こんな団体が、被害者のことを差し置いて、死刑廃止を述べる資格はない｣｢そうだ｣と一斉に声があがる。どんどん面白くなってきた。
「冤罪は、弁護士、裁判官、検事の法曹全体が負うべき失策である。自らの失策を棚にあげて、死刑制度の批判をするのはお門違いではないか」
「この死刑廃止決議は、弁護士の総意なのか。３万人以上の弁護士がいる中で、たかだか 800 人で決めることはおかしい」すごくわかりやすい。

討論では、死刑廃止論者も意見を言っているが、みな冤罪のことばかり。どう見ても、死刑存置論者の方に説得力がある。

こんな状況で時間が大幅超過。議長が焦っている。採決。出席 786　賛成 546　反対 96　棄権 144（棄権票が予想以上に多い。何故だ。この場にきた弁護士も、簡単に死刑廃止なんか言うべきではない。この決議は危ういのではないかと感じているのが棄権数に表れているのだろうか)。

我々は「死刑制度については弁護士の意見は同じではない。分かれているのだ」ということをアピールすることが目的だった。翌日の新聞各紙。弁護士中でも意見が大きく分かれていることが強調されている（但し朝日新聞は別)。

決議が終わって、あすの会と共同で記者会見。疲れているが、テンションは上がっている。決議が可決されたにもかかわらず、我々が勝ったような雰囲気が漂う。マスメディアも一斉に報道する。「日弁連内にも溝｣｢（死刑廃止）反対意見で紛糾も｣｢死刑存廃激しく対立｣｢廃止反対の声根強く｣｢加害者擁護ばかり｣。要するに、死刑廃止宣言は偏った正義の押しつけなのだ。

活動報告　2016 年８月～2016 年11 月

2016 年8 月

7 日　第 178 回関西集会

17 日　林代表幹事代行が近畿管区警察学校で「犯罪被害者家族の思い」として講演をした。

30 日　坂口会員が「被害者の視点を取り入れた教育」の一環として豊ヶ岡学園にて講演した。

2016 年９月

2 日　住山会員が事件後 15 年目にあたり「アメリカ同時テロ 9.11 事件をふりかえる」展を実施した。ますます激しくなるテロに抗議の意味を込めた。4 日まで。

同日　有志が国立新美術館で開催中の二科展にて、高知県の玉造会員の作品を鑑賞した。

4 日　第 179 回関西集会

18 日　第 154 回関東集会

19 日　第 151 回幹事会

2016 年10 月

2 日　第 180 回関西集会

6 日　日弁連／第 59 回人権擁護大会・シンポジウム第三分科会「死刑廃止と拘禁刑の改革を考える～寛容と共生の社会をめざして～」に参加した。幹事、会員が抗議のため「死刑制度は絶対必要」のビラを、鉦（かね）と太鼓をたたき、クラリネットを鳴らすチンドン屋さんを仕立てて訴えながら会場周辺で配り歩いた。

7 日　岡村顧問は、日弁連／第 59 回人権擁護大会にて「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」に反対意見を述べた。幹事、会員は前日同様に会場前で鉦と太鼓と共に、死刑制度の存置を訴え、大会を傍聴した。終了後記者会見をした。

16 日　第 155 回関東集会

26 日　渡辺副代表幹事が横浜市／犯罪被害者等支援施策「途切れない支援のための共通支援ツールの検討事業」第 1 回検討会に出席した。

2016 年11 月

6 日　第 181 回関西集会

15 日　渡辺副代表幹事が静岡県くらし・環境部より依頼を受け犯罪被害者の立場から静岡市で職員対象に講演した。

16 日　渡辺副代表幹事が横浜市／犯罪被害者等支援施策「途切れない支援のための共通支援ツールの検討事業」第 2 回検討会に出席した。

17 日　渡辺副代表幹事が静岡県くらし・環境部より依頼を受け犯罪被害者の立場から浜松市で職員対象に講演した。

19 日　第 156 回関東集会

21 日　林代表幹事代行が近畿管区警察学校で「犯罪被害者家族の思い」として講演をした。

23 日　岡村顧問が読売新聞論点に「死刑廃止運動と弁護士会」を寄稿した。

24 日　林代表幹事代行が堺・自由の泉大学で「犯罪被害者家族の思い」として講演をした。

25 日　渡辺副代表幹事が第 25 回「基本計画策定・推進専門委員等会議」に出席した。松村代表幹事、高橋（正）副代表幹事が随行した。

29 日　岡本会員が高知県警察職員、高知県被害者支援連絡協力会等の職員を対象とした講演会に講師として招かれた。

30 日　渡辺副代表幹事が三重県警察本部主催の犯罪被害者支援を考える集いにて「被害者の声」として講演をした。

幹事会／関東・関西集会 報告

幹事会報告　第151 回（平成28年９月）

日本弁護士連合会が、組織として死刑制度の廃止を掲げる方針を打ち出すことに関して幹事会にてその対応を議論した。10 月６日に開催されるシンポジウム第３分科会に幹事／会員が参加することにした。その中で発言させて欲しい旨を日弁連に申し入れたが、質問状のみということで発言は拒否された。10 月７日の大会では、岡村顧問が一弁護士として個人的に意見を述べるとの考えがあり、幹事／会員は傍聴席にて応援することにした。「死刑制度の存置」を訴える内容のビラ作成に取り掛かり、両日の１時間前から会場前にて配布し参加者に訴えることにした。

死刑廃止国、いわゆる先進国家と自負している EU 加盟国は、刑務所へ送る以前に現場で射殺するという、事実上の死刑を行っている事を認識すべきである。釈放のない終身刑が議論されているが、その受刑者の生活費を我々被害者が負担しなければならないのは納得できない。又欧米では、終身刑では刑務所が無法地帯となり、秩序維持が難しい現状を踏まえ、廃止国から死刑制度復活の動きが出てきている一面もあり、日弁連の死刑廃止は世界の潮流であるという理由に疑問を持たざるを得ないなど話し合われた。

関東集会報告　第154 回（平成28 年9 月）～第156 回（平成28 年11 月）

４か月間に酷暑の８月を除き３回開催した。ＴＶで放送された犯罪被害に関する番組の鑑賞や、司法関連新聞記事に対する意見交換などをして被害者問題に関心を向けてきた。特に、日弁連の人権擁護大会における死刑制度廃止の方向への宣言について報告を聞いた会員の怒りは大きく、事件に遭っていない、他人事としか考えていない日弁連執行部に対しての不満の声が大きかった。

会員の鈴木八恵子さん作の短歌「悲しみの　母の苦しみ分かるまい　死刑反対唱える人は」が胸を打つ。参加者は毎回 14 ～ 16 人程度で、これまでメディア関係者の参加がほとんどなかったが、11 月にはインターネットＴＶのディレクターが参加した。長年ご協力していただいているボランティアの方には感謝の気持ちで一杯である。ありがとうございます。

関西集会報告　第178 回（平成28 年8 月）～第181 回（平成28 年11 月）

犯罪被害者支援について話し合った。犯人出所後の恐怖や民事で勝訴しても 10 年経つと効力が失われ新たな費用をかけて再度裁判をする必要がある等、事件後も続く精神的・経済的な不安と、加害者ばかり保護されることへの疑問があがった。地方自治体の協力は欠かせないが、明石市の条例は進歩的な政策であり全国の自治体に浸透してほしいとの意見が出た。

犯給法制定時の市瀬朝一さん達の活動を当時の新聞記事や資料等を参考に勉強した。昭和 43 年３月３日発生「中華料理店を経営して約半年目。これから軌道に乗ろうとしている矢先、息子が刺殺された。借金に乳飲み子の孫を抱え、私達は年老いており、娘夫婦の世話になっている。犯人は精神異常者とされ無罪。これからどうするか悩んでいる。」こうした切実な声を受けて犯給法が制定されたが、平成 28 年の今も大して変わりはない。一方、犯罪者は逮捕された瞬間から税金で暮らす。こんなことでいいのだろうか。

日弁連の死刑制度廃止宣言が採択されたが、高橋（幸）幹事はそれについて産経デジタル ironna（http://ironna.jp/article/4440）に投稿した。

運営の基本

【会員・特別会員】

会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、幹事会が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する、幹事会が特に承認した方は、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会　計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニューズ・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄付金のお振込先

ゆうちょ銀行
00170-6-100069［あすの会］
〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）当座0100069
（他の金融機関からの振込用口座番号）

三井住友銀行 丸ノ内支店（普）6577163
「あすの会 代表幹事 松村 恒夫」

三菱東京UFJ 銀行 丸の内支店（普）2149873
「あすの会 代表幹事 松村 恒夫」

法廷付き添いのご案内

事件を思い出す裁判傍聴に
私たちが付き添います！

当会では、被害を受けた方が法廷で心細い思いをしないように、付き添いサービスを行っています。付添人は、当会が依頼したボランティア・会員の人たちです。

付き添いを希望される方は、事務局までお問い合わせください。その際、下記の点についてお聞きすることになりますので、お手元に資料をご用意くださいますようお願いいたします。

- **犯罪被害者名**
- **主な縁故者と被害者の関係**
- **被告人名**
- **裁判所名・公判係属部**
- **前回の公判日（傍聴券必要の有無）**
- **次回の公判期日**
- **付き添いを希望する者への希望（年齢等）**
- **起訴状のコピー送付の可否**

※調整がつかない等ご要望に添えない場合もありますので、あらかじめご容赦ください。

電話による無料法律相談

弁護士による無料の法律相談を**毎週水曜日**に行っています。

生命・身体に関わる犯罪被害にあわれた方、およびそのご家族でお困りの方は、お気軽にお電話ください。

時間：PM1:00 ～ 4:00
電話：03-6434-5348

編集後記

今号は、10月に福井で開かれた日弁連の2日間にわたる人権大会を特集しました。大会2日目の死刑制度廃止宣言採択に関しては、賛成論の意見より、多くの弁護士さんから反対意見が活発に表明されましたが、大会参加弁護士の賛成多数で宣言が採択されてしまいました。わずか全弁護士の2%の意志で日弁連の行動が決定されるとは、民主主義の危機を感じざるを得ませんでした。しかも犯罪被害者等の声を無視して。

ニューズ・レターに対する皆様のご意見・ご感想をお寄せください。また、取り上げてほしい記事などがございましたらお知らせください。よろしくお願い申し上げます。

本誌は（公財）矯正協会刑務作業協力事業部から助成を受けて作成しました。